

<p>作業の定義</p>	<p>裁断用具、漥き機、コバ塗り用具、工業用ミシンを使用し、手作業による簡易な裁断、必要に応じた下加工を行ない、形状や用途に応じ縫製し、仕上げ・検査を経て、主に縫製によって製品を組み立てる一連の工程を通じてかばんを製造する作業をいう。</p> <p>1 実習実施者として以下の要件を満たすこと。 (1) 全ての実習内容が行える施設・設備が整備されていること。 (2) 事業所ごとに技能実習責任者、及び技能実習指導員、生活指導員が選任されていること。但し、技能実習責任者が各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能。 (3) 労働関係法、出入国管理及び難民認定法、技能実習法を遵守し、過去5年以内及び技能実習生受入以降に当該法令違反の無いこと。 2 技能実習指導員として以下の要件を満たすこと。 (1) かばん製造作業において、実務経験が10年以上、もしくは、靴技術検定2級取得者(ただし実務経験5年以上)であること。 (2) 養成講習を修了して、技能実習制度や実習に必要な関係法令を十分に理解している者であること。 3 有機溶剤(ゴムのり等)を使用する場合には、作業主任者を配置すること。(安全衛生法14条、有機規則第19条、第19条の2) ○ 学科講習2日間 ・ 作業環境の改善 ・ 関係法令 ・ 保護具 ・ 健康障害と予防処置 (2日目 修了試験) 4 有機溶剤中毒予防規則の規制対象外である水性接着剤等を使用する場合であっても、SDS(安全データシート)に基づく作業上の安全対策(作業環境の改善、保護具の使用、健康障害の予防措置等)は必ず実施すること。</p>	
<p>必須業務 (移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1) かばん製造作業</p> <p>1. 裁断・下仕事作業</p> <p>① 手裁断 ② 接着作業 ③ 印付け</p> <p>2. 縫製作業</p> <p>① ミシンの点検及びミシンの調整 ② 本縫い、仕付縫い ③ ファスナー付け ④ 直線縫い・曲線縫い ⑤ 生地への部品取り付け ⑥ ラッパ使用縫い ⑦ たたき縫い ⑧ ポケット作り ⑨ 外テープ始末</p> <p>3. かばん製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用法の理解</p> <p>4. かばんの種類と用途に関する知識の習得</p> <p>5. 材料の種類・特徴に関する知識の習得</p> <p>(2) 安全衛生業務</p> <p>① 雇入れ時、作業内容変更時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の機械等の点検作業 ③ 作業手順に関すること ④ かばん製造職種に必要な整理・整頓・清掃の保持に関すること ⑤ かばん製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認 ⑥ 服装の安全点検 ⑦ 機械・原材料の危険性・有害性の防止に関すること (ミシン針・刃物による刺傷・切削、ミシン使用時の巻き込み・切削事故の防止) ※1 ⑧ 事故時の応急措置及び退避に関すること (作業中の負傷や火傷・化学薬品飛散時の初期対応や退避対応の教育) ⑨ 業務に関して発生のおそれのある疾病の原因及び予防に関すること (作業環境の管理と水分補給・休憩の徹底による熱中症予防) ⑩ その他かばん製造業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1) かばん製造作業</p> <p>1. 裁断・下仕事作業</p> <p>① 手裁断 ② 接着作業 ③ 印付け ④ コバ始末 ⑤ ヘリ返し ⑥ 漥き作業</p> <p>2. 縫製作業</p> <p>① ミシンの点検及び作業準備 ② 本縫い、仕付縫い ③ ファスナー付け ④ 直線縫い・曲線縫い ⑤ 生地への部品取り付け ⑥ ラッパ使用縫い ⑦ たたき縫い ⑧ つまみ縫い ⑨ ポケット作り ⑩ ポケット取付け ⑪ マチつなぎ ⑫ まとめ縫い ⑬ まとめ内テープ始末(内巻き) ⑭ 外テープ始末 ⑮ 製造物の完成品検査</p> <p>3. かばん製造に使用する機械及び器工具の種類及び使用法の理解</p> <p>4. かばんの種類と用途に関する知識の習得</p> <p>5. 材料の種類・特徴に関する知識の習得</p> <p>(2) 安全衛生業務</p> <p>① 作業内容変更時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の機械等の点検作業 ③ 作業手順に関すること ④ かばん製造職種に必要な整理・整頓・清掃の保持に関すること ⑤ かばん製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認 ⑥ 服装の安全点検 ⑦ 機械・原材料の危険性・有害性の防止に関すること (ミシン針・刃物による刺傷・切削、ミシン使用時の巻き込み・切削事故の防止、コバ液やゴムのり等の化学物質による有害性リスクの把握と管理、使用時の換気の徹底) ※2 ⑧ 事故時の応急措置及び退避に関すること (作業中の負傷や火傷・化学薬品飛散時の初期対応や退避対応の教育) ⑨ 業務に関して発生のおそれのある疾病の原因及び予防に関すること (コバ液・ゴムのり等による皮膚炎や中毒、漥き作業の粉塵による呼吸器疾患などの予防として、保護具着用とSDSの母国語掲示・周知。作業環境の管理と水分補給・休憩の徹底による熱中症予防) ⑩ その他かばん製造業務に関する安全又は衛生のために必要な事項</p>
<p>関連業務、 周辺業務 (上記必須業務に 関連する技能等 の修得に係る業 務等で該当するも のを選択すること。)</p>	<p>(1) 関連業務</p> <p>① 測定作業 ② 糸始末作業 ③ 部品検査作業 ④ コバ始末用具・接着作業用具の保守管理作業 ⑤ 縫製用機械・器工具の保守管理作業 ⑥ 穴あけ・鉸打ち作業 ⑦ 縫い直し修理作業 ⑧ 仕上げ時の付属品取付け作業 ⑨ 生地(革)・裁断物の検査</p> <p>(2) 周辺業務</p> <p>① 材料・部品・完成品の工場内移送作業 ② 製品出荷作業 ③ 仕上げ時の値札等の取付け・包装作業 ④ サンプル製作作業</p> <p>(3) 安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 1号技能実習は上記※1、2号技能実習は※2に同じ</p>	
<p>使用する素材、 材料等 (該当するもの を選択すること。)</p>	<p>(1) 繊維の種類</p> <p>① 化学繊維繊維(ナイロン・ポリエステル等) ② 天然繊維繊維(綿繊維・麻繊維等) ③ 革 ④ その他かばん製品の用途に応じた生地素材</p> <p>(2) 芯材及び縫製材料・素材(必要に応じて使用すること)</p> <p>① 化学繊維繊維 ② 革 ③ 紙 ④ 金属 ⑤ プラスチック ⑥ 樹脂金具 ⑦ 合成樹脂系の発泡体(フォーム材)</p> <p>(3) 縫い糸</p> <p>① ポリエステル ② ナイロン ③ ビニロン ④ 綿</p> <p>(4) 接着剤</p> <p>① ゴムのり ② 両面テープ ③ その他素材に適した接着剤</p>	
<p>使用する機械、 器具等 (該当するもの を選択すること。)</p>	<p>以下の①～⑥の全ての機械・器具等を必ず使用すること</p> <p>① 工業用縫製ミシン及び付属器具 ② コバ始末用器具 ③ 革漥き機及び付属器具 ④ 糸切りばさみ、目打ち</p> <p>⑤ 裁断用器工具(裁ちばさみ、カッターナイフ、革包丁のいずれか) ⑥ ダイアルゲージ厚み測定器、またはノギス</p>	
<p>製品等の例 (該当するもの を選択すること。)</p>	<p>① ショルダーバッグ ⑤ リュック ⑨ その他縫製によって組立製造するかばん製品</p> <p>② プリーフェース ⑥ ランドセル</p> <p>③ トートバッグ ⑦ ダレスバッグ</p> <p>④ ポストンバッグ ⑧ ボディバッグ</p>	
<p>移行対象職種・ 作業とはならない 業務例</p>	<p>1. 対象とはならない製品</p> <p>① 接着・溶着などの縫製以外の方法によって立体化・組立できる製品 ② 財布・小物</p> <p>2. 上記の必須業務の一部のみ行なう場合</p> <p>3. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>	